

1 全体事項

- (1) 本事業の事業計画の具体化及び基本設計にあたって、以下のように対応すること。
 - ① 現在仙台市では、「仙台市基本構想・基本計画」、「仙台市環境基本計画」、「仙台市地球温暖化対策推進計画」等の行政計画の改定作業中であり、本事業は改定後のこれらの計画を踏まえて実施されることとなる。よって、改定後のこれらの計画にも対応するよう努めること。
 - ② 居久根などの緑地の保全及び調整池や農業用水路などの水辺の自然性・親水性に配慮した保全・創造の可能性について検討すること。検討にあたっては、猛禽類の利用する環境の保全や代償措置にも配慮すること。
 - ③ 本事業は地下水位が高いと推定される地区において、水田を宅地化する事業であり、地盤沈下が懸念される。そのため、地盤改良などの方針決定にあたっては、事業計画地周辺への影響についても十分に検討を行うこと。
 - ④ 事業計画地には旧河道地域が含まれるので、土地の安定性などへの影響を可能な限り小さくするため、地質、地盤調査などにおける調査地点の設定や設計にあたっては、通常の地形図では判別しにくい小規模な地形（微地形）及び土地履歴にも配慮すること。
 - ⑤ 策川における住民の方々の自然との触れ合いの取り組みに配慮すること。
- (2) 環境影響評価準備書においては、以下について可能な限り具体的に記載すること。
 - ① 仙台市の都市計画における本事業の位置づけと本事業が目指すまちづくりの構想。
 - ② 本事業により影響を受ける施設等の状況についての環境影響要素ごとの再整理結果。
- (3) 環境影響評価方法書の記載では、スコーピングの考えかた、調査、予測及び評価の手法やその手法を採用した理由が不明確である。今後具体化される事業計画を踏まえて、これらを明確化し、適切な環境影響評価を実施すること。
- (4) 本事業における名取川の水辺環境に対する環境配慮方針を明確にすること。
- (5) 沿道業務用地の供用による影響が、どの環境影響要因に該当するかについて整理を行うこと。

2 個別事項

(大気質)

- (1) 本事業の実施による影響を適切に評価するため、風向や周辺施設の特性も踏まえた予測地点を追加すること。
- (2) 工事による影響については、資材の運搬・重機の稼働の複合影響を予測できる手法を採用すること。

(騒音・振動)

- (3) 工事による影響については、資材の運搬・重機の稼働の複合影響を予測できる手法を採用すること。
- (4) 騒音の予測にあたっては、高層建物の上層階居住者への影響を把握するため、高さ方向の予測も実施すること。

(水質)

- (5) 事業計画地からの排水が策川へ流入すること、策川は水生生物の生息地となっていると思われることから、策川の水量、水質の変化やそれらによる水生生物への影響についても調査、予測及び評価を実施すること。また、水質の変化の評価にあたっては、「現在の水質を悪化させない」という評価目標を採用することが望ましい。
- (6) 環境影響評価項目として選定されている水質その他（pH）は、コンクリートの打設時などに影響が懸念されるため、工事による影響を予測及び評価すること。

(地下水汚染・土壌汚染)

- (7) 土地利用履歴等の調査を綿密に実施した上で、地下水汚染、土壌汚染のおそれが確認された場合は、関係法令等を遵守するとともに、地下水汚染、土壌汚染それぞれを環境影響評価項目として調査、予測及び評価を実施すること。

(水象)

- (8) 地下水の調査においては、地下水汚染などを予測するために必要となる地下水の流向・流速も把握すること。

(地形・地質、地盤沈下)

- (9) 事業計画地内には旧河道地域があり、地下水位が高いと思われることから、地質調査・解析の結果、地震時の地盤の液状化が懸念される場合は、土地の安定性を環境影響評価項目として調査、予測及び評価を実施すること。
- (10) 本事業では地盤沈下の予測対象時期を地盤改良等の工事が完了した時点としているが、地盤沈下は短期的に発生する場合と発現までに時間を要する場合があることから、長期的な沈下についても予測及び評価を実施すること。

(植物、動物及び生態系)

- (11) 植物、動物の調査においては、昆虫についても、必要に応じて標本の保存を行うなど、調査後も可能な限り種の再確認ができる方法で実施すること。
- (12) 猛禽類に対する、工事による騒音の影響及び本事業による餌場の減少の影響についても、予測及び評価を実施すること。